

県南広域振興局長告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成24年7月6日

県南広域振興局長 田 村 均 次

- 1 路線名 南笹間黒沢尻線
- 2 供用開始の区間
 - (1) 北上市滑田第16地割57番1地先から5地先まで
 - (2) 北上市滑田第19地割102番2地先から鳩岡崎4地割170番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成24年7月6日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
 - (2) 期間 平成24年7月6日から同年8月6日まで